

浜松市告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月4日

浜松市長 中野 祐介

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	事業種類	廃止年月日
おおぞら薬局 舞阪店	浜松市中央区舞阪町 長十新田12番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	令和8年1月31日